

会員各位

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、国税庁からパンフレットが公表されていますのでご参考までにお知らせいたします。

なお、別添3～6は、関係法案が国会で成立することが前提となる特例猶予（案）等です。

別添1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-124_01.pdf

別添2 青色申告をはじめませんか

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-124_02.pdf

別添3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-124_03.pdf

別添4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」（案）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

別添5 欠損金の繰戻しによる還付の特例（案）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

別添6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例（案）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure2.pdf

・詳細については、下記の国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>